

平成27年労第529号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在のC営業所（以下「事業場」という。）において事務職として就労していた。

請求人によると、上司が職権を利用し、度重なる配慮の全くない暴言、指揮命令を繰り返し、急激に情緒不安定になり精神に異常をきたしたとして、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「不安うつ病」と診断された。また、同月〇日、E病院に転院し、「うつ病エピソード」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、医学的見解において、請求人は、平成〇年〇月〇日に、ICD-10診断ガイドラインの「F32.1 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものとしており、当審査会においても、請求人の症状の経過等から専門部会の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき本件について検討する。

(3) 本件については、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月（以下「評価期間」という。）において、認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないので、評価期間における「認定基準」別表1の「具体的出来事」について検討する。

ア 請求人が、平成〇年〇月〇日付けで譴責処分を受け、始末書の提出を求められたとする出来事は、休暇・早退等に対する事前の申請手続の必要性に係る所長等の指導を受けたにもかかわらず、状況が改善されないため、就業規則に則り行われた処分であり、また、処分内容も就業規則第83条によれば、「始末書を提出させ、将来を戒める。」というものであって、実質的な不利益を伴う処分ではなく、業務指導の範囲内のものであると認められる。その後、所長から始末書の提出時期等について確認する電話を受けていることを

含めて、認定基準別表1の「具体的出来事」の「上司とのトラブル」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるのが相当であり、所長との電話においても始末書の提出期限の確認が行われているにとどまることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、心理的負荷の強度の総合評価は、「中」と判断する。

イ 請求人は、評価期間以前から、「会社ぐるみの嫌がらせ」、「パワハラ」があった旨主張している。

請求人が、同僚Fから聞いたとする「いない人は、G会社へ配置転換される」旨の発言をめぐる上司等とのトラブルとして主張する出来事は、平成〇年〇月〇日及び同月〇日のことで、評価期間以前の出来事であり、その後従来どおり勤務していること、また、上司による発言内容も請求人を特定しての嫌がらせや、人格・人間性を否定するものではなく、その後継続しているという事実も確認できない。

なお、請求人は、「セクハラ」があった旨主張しているが、セクハラ行為に係る具体的事実の指摘等はない。

(4) 以上みたとおり、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は、「中」であり、「強」には至らないことから、当審査会としても、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。